

2008年1月8日

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査

追加調査 TOR (案)

1. 目的

- ・ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下ガイドライン)の実施状況を確認すること
- ・ ガイドライン実施上の効果と課題を明確にすること
- ・ 上記を通じて、ガイドライン改訂に関する論点抽出を行うための基礎情報の提供を行うこと

2. 基本方針

(内容に関する方針)

- ・ 『「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に係る実施状況確認調査』(国際協力銀行、平成19年11月、以下「既存調査」)の成果を活用し、その不足分を補うこと
- ・ ガイドラインの第1部、第2部の主要な要件の達成状況に関する評価を行うこと
- ・ ガイドラインの実施上の課題と、ガイドライン自体の課題を明らかにすること
- ・ 現在の環境審査の有効性に関する評価を行うこと
- ・ 既存調査において記載されているステークホルダーへの説明が実施されていなかった案件、環境アセスメント(EIA)報告書の公開が行われていなかった案件、住民移転計画が策定されていなかった案件については、その詳細を確認すること

(調査実施方法に関する方針)

- ・ 机上調査に加え、行内担当者、審査実施者、事業実施主体、外部専門家、影響住民、関連NGOなどへのアンケート・ヒアリング、事例調査を通じて、調査を実施すること
- ・ 調査機関の選定方法、調査機関、調査TOR案、調査実施手法、調査結果は公開すること
- ・ 調査ドラフトは公開し、コメントを求めること

3. 調査内容

(1) ガイドラインの第1部の主要な項目に関する達成状況評価

既存調査においては十分評価が行われていなかったと考えられる以下について、調査および評価を行う。

融資等の意思決定への反映<ガイドライン第1部3(5)、6>、とりわけ下記に関する具体的な評価。

- ・ 「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。」
- ・ 「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。」

カテゴリ分類の妥当性<ガイドライン第1部4(2)>

第三者、ステークホルダーからの情報提供およびその対応<ガイドライン第1部4(4)、ガイドライン第1部5(1)>

モニタリングにおいて、プロジェクト実施主体者の対応が不適當であるとして、JBIC側の措置が検討された事例、その検討結果(同)

環境レビュー結果に盛り込まれている事項の妥当性。とりわけ、第三者やステークホルダーからの情報提供、スクリーニング時の情報などに関して適切なレビューが行われて

いるかにつき評価。〈ガイドライン第1部4(3)〉

スクリーニング情報及び環境アセスメント報告書等の情報公開の期間〈ガイドライン第1部5(2) FAQ Q58〉

(2) ガイドラインの第2部の主要な項目に関する達成状況評価

既存調査においては内容面で十分評価が行われていなかったと考えられる以下事項について、調査および評価を行う。

基本的事項、検討する影響のスコープ

環境社会影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討（基本的事項、対策の検討）

影響が重大なプロジェクトにおける専門家委員会等の設置（基本的事項）

検討されるべき影響のスコープ（検討する影響のスコープ）

社会的合意及び社会影響

影響の大きいプロジェクトにおける早期の段階からの情報公開・協議の実施

社会的弱者に対する適切な配慮（社会的合意及び社会影響）

非自発的住民移転

非自発的住民移転及び生計手段の喪失を回避、最小化するための対策および対象者との合意

十分な補償及び支援が適切な時期に与えられていること

住民移転に関する対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加の促進

先住民族

先住民族の諸権利の尊重

モニタリング

予測困難な影響に対する対策

モニタリング結果のステークホルダーへの公開

第三者等からの指摘に基づく協議・問題解決の手順合意

環境アセスメント報告書

環境アセスメント報告書の地域の人々が理解できる言語と様式による書面の作成（第2部2）

環境アセスメント報告書に関する協議の実施（第2部2）

環境アセスメント報告書の内容（第2部2別表）

環境アセスメント報告書への協議記録の添付（第2部2別表）

(3) ガイドラインの実施上の課題の抽出

(1) (2)の結果を通じて、環境審査の有効性を評価するとともに、ガイドラインの実施上の課題を抽出する。

(4) ガイドライン自体の効果と課題の分析

(1) (2)の結果を通じて、ガイドライン自体の効果と課題を分析する。

4. 調査手法

(1) 全般的調査：机上調査

既存調査で抽出した85件から、カテゴリAを中心に適当数に絞込み、3.(1)(2)の評価を行うため、下記を再レビューする。

- ・スクリーニング・フォーム
- ・カテゴリ分類連絡表
- ・環境所見（カテゴリAのみ）

- ・コンサルタント・レポート（カテゴリ A のみ）
- ・融資契約書
- ・モニタリング・レポート

（2）全般的調査：行内審査担当者、外部専門家、NGO、実施機関へのアンケートおよびヒアリング

下記のようなアンケートおよびそれを補完するためのヒアリングを実施する。

- ・ 行内審査担当者：行内手続き、実施機関とのコミュニケーション、審査の実施手法（どのような文献が存在したか、参照文献、訪問先、ステークホルダー等からの聴き取り、第三者からの情報提供への対応、実施機関との協議・合意など）、EIA・環境管理計画・住民移転計画の内容および質に関する評価、（住民移転を伴う案件の場合）住民移転の規模および把握手法、生計回復の把握の有無および手法、EIA 等の勧告が事業に反映されていたか、ガイドラインの実施上の課題、モニタリングの実施、審査の際の困難、JBIC の意思決定への反映の達成度。その他、3（1）に関する事項。
- ・ 外部専門家：審査の実施手法（参照文献、訪問先、ステークホルダー等からの聴き取り、第三者からの情報提供への対応、実施機関との協議・合意など）、EIA・環境管理計画・住民移転計画の内容および質に関する評価、（住民移転を伴う案件の場合）住民移転の規模および把握手法、生計回復の把握の有無および手法、EIA 等の勧告が事業に反映されていたか、ガイドラインの実施上の課題、審査の際の困難、JBIC の意思決定への反映の達成度。
- ・ 実施機関：ガイドラインの内容の認識度、事業への適用、環境アセスメント報告書の策定・公開・協議方法および時期、住民移転計画の策定・公開・協議方法および時期、ガイドラインの効果・課題、ガイドライン実施における実施機関側での課題。その他、3（2）に関する事項。
- ・ NGO：プロジェクト・モニタリングや影響住民支援の経験に基づくガイドラインの効果・課題、実施上の課題 等。

（3）事例調査（5～7 事例程度）：現地調査および実施機関・影響住民・現地 NGO へのヒアリング

カテゴリ A 案件を中心に、主要国、主要セクターなどから 5～7 事例程度を抽出し、上記のアンケート・ヒアリングに加え、実施機関、影響住民、現地 NGO 等へのヒアリングを実施する。ヒアリング項目（案）は下記の通り。

- ・ 実施機関):
 - ガイドラインの内容の認識度、事業への適用項目
 - 当該事業の主たる環境社会影響に関する認識および対応
 - 環境アセスメント報告書の策定・事前公開・事前協議方法および時期
 - 環境アセスメント報告書における勧告をどのように事業に反映したか
 - 環境アセスメント報告書の公開状況
 - 環境管理計画の策定・実施状況
 - 環境モニタリングの実施状況
 - ガイドラインの効果・課題
 - ガイドライン実施における実施機関側での課題
 - その他、3（2）に関する事項
- （住民移転が伴う案件については下記についてのヒアリングも実施する）
 - 住民移転に関する影響の規模（用地取得対象者、移転者数、その他生計に影響を受ける世帯の数）
 - 住民移転に関する影響の規模を把握するために実施された調査の内容
 - 住民移転計画の策定・公開・協議方法および時期

- 住民移転計画の現在の公開状況
- 補償算定基準
- 補償支払い時期
- 補償以外の移転に関する支援策
- 補償以外の移転に関する支援策の実施時期
- 苦情申し立て手続きの有無および内容
- 苦情申し立ての実績および対応
- 住民等から得られた意見への対応
- (先住民族への影響が生じる案件については下記についてのヒアリングも実施する)
- 先住民族への影響の内容および規模
- 先住民族への影響の内容を把握するために実施された調査の内容
- 影響を受ける先住民族の社会的特徴
- 先住民族への影響を回避・緩和するためにとられた対策・計画
- 標記の対策・計画立案に当たって実施された協議
- 合意の取得方法・取得状況

・ 影響住民、現地 NGO 等 :

- 影響の内容
- ガイドラインの認識度
- 異議申し立て手続きの認識度
- 環境アセスメント報告書の協議への参加、公開されていたか
- 環境アセスメント報告書現在の公開状況
- 環境アセスメント報告書の内容、実効性に関する評価
- 環境管理計画の内容、実効性に関する評価
- 事業に関する許容度・評価・認識
- ガイドラインの効果および課題
- (非自発的住民移転が生じる案件の場合)
- 移転に関する社会的影響の認識
- 住民移転計画の協議・公開が行われていたか。
- 参加したか、参加の内容(協議の回数、協議手法)
- 住民移転計画の内容・実効性に関する評価
- (先住民族への影響が生じる案件の場合)
- 先住民族への影響に関する認識
- 先住民族への影響を緩和するための計画の協議・公開がされていたか
- 先住民族への影響を緩和するための計画の内容・実効性に関する評価 など

(4) 既存調査のフォロー

既存調査で記載されているステークホルダーへの説明が実施されていなかった案件 (p.38)、EIA の公開が行われていなかった案件 (p.39)、住民移転計画が策定されていなかった案件 (p.12) について、それぞれの案件の主要な環境社会影響に関する状況とこれらが行われていなかった理由・背景について確認を行い、その結果を 3.(3)(4) の分析・検討に反映させる。

以上